

8. 市川市外にお住まいの方が市川市内の認可保育施設を申込みの場合

市外にお住まいの方が、市川市に転入予定、自宅や勤務先から市川市内の認可保育施設が近い等の理由により市川市の認可保育施設の利用を希望する場合、**住民票のある市区町村で利用申込みをしてください。**利用希望月の締切日(P8 をご参照ください)までに、申込みをする市区町村から市川市に申込み書類が届いていないと利用調整の対象になりませんので、以下の手順により早めに手続きをお願いします。

なお、利用調整に関しては、転入予定の場合(転入が確認できる書類が提出されている場合)を除き、市川市民の申込みが優先となりますのでご了承ください。

※市区町村によっては、この制度(管外協議・広域入所)を行っていない場合がありますので、あらかじめ現在住民票のある市区町村へお問い合わせください。

1. 市川市の利用希望月の締切日の7日前までに、必要書類を住民票のある市区町村に提出する。

【転入予定の場合の提出書類】

- ① 教育・保育給付認定申請書(市川市指定の用紙、P11①参照)
- ② 保育所等利用申込書(市川市指定の用紙、P11②参照)
- ③ 保育の必要性を確認する書類(市川市が指定する書類、P11③参照)
- ④ 令和2年度の住民税課税(非課税)証明書(コピー可、P12④参照)
※令和2年9月～令和3年8月の利用申込みの場合
- ⑤ その他状況に応じて提出していただく書類(該当する場合のみ、P12～13④参照)
- ⑥ 市川市への転入(住所、転入月)が確認できる建物の「売買契約書」や「賃貸契約書等」の写し

※住民票のある市区町村によっては、市川市指定の用紙では申込みができない場合があります。その場合は、その市区町村が指定する用紙で申込みをしてください。

【転入予定以外の場合の提出書類】

- ① 住民票のある市区町村の申込み書類(その市区町村指定の用紙)一式
- ② 支給認定証(住民票のある市区町村が発行したもの)
- ③ 令和2年度の住民税課税(非課税)証明書(コピー可、P12④参照)
※令和2年9月～令和3年8月の利用申込みの場合

※提出書類に、市川市での利用調整に必要な情報が不足している場合、市川市の利用申込みに必要な書類の提出を求められることがあります。

※市川市から転出予定の方が、現在通園している市川市の認可保育施設に転出後も継続して通園する場合は、転入手続き後速やかに、転入した市区町村で申込み(その市区町村の申込み書類一式を提出)してください。

2. (転入の場合)市川市への転入手続き・保育施設の正式な利用申込みの手続きをする。

市川市外からの申込みは、住民票のある市区町村からの仮申込みとなりますので、入園内定の可否にかかわらず、**利用希望月の前月末日までに市川市の市民課又は出先機関の窓口で転入手続きを済ませたうえで、こども施設入園課又は子育てナビ行徳で、改めて利用申込み手続きを行ってください。**

※住民票のある市区町村での利用申込み時に市川市の定める必要書類を提出した場合は、転入手続き後に①教育・保育給付認定申請書(1枚目)と②保育所等利用申込書(1枚目)のみご提出ください。期限までに手続きがない場合、内定の場合は取り消しになります。また、申込み中の場合は利用調整の対象からはずれますので、ご注意ください。